

<研究ノート>

教育相談に活かす現象学的アプローチ

Phenomenological Approach to make use of in Educational Counseling

岩崎 久志*

Hisashi Iwasaki

教育現場においては、不登校、いじめ、暴力行為といった問題が山積している。これらの解決に取り組まれるようになって久しい。しかし、依然として問題解決の見通しが得られているとはいえない。学校教育では、これらを学校不適応として括り、学校教育の枠組みからの逸脱として捉えてきた感が強い。本小稿では、より子どもに寄り添った支援を実現するために、既存の教育的枠組みを見直す現象学的アプローチの可能性を検討する。

キーワード：教育相談、現象学的アプローチ、スクールソーシャルワーク、生徒の役割

I. はじめに

40人近い同年齢の児童生徒が整然と着席し、教壇に立つ教師の方を向いて授業を受ける。おそらく多くの人が自然に想像できる日本の学校における授業風景であろう。しかしながら、このように自明視された教室の空間のあり様は、学校教育を行ううえで、何ら疑問をさしはさむ余地のない状態なのか。また、現行の枠組みによる学校および学級の運営方法において、授業を受けることに困難を持つ子どもは、一方的に学校に適応できない子どもなのであろうか。

本小稿では、教育現場において不登校、いじめ、暴力行為といった問題がいまだに減らない状況にあって、また発達障害など特別な支援を必要とする子どもが増えてきているとされることも踏まえて、より子どもに寄り添った支援を実現することを目的として検討を試みる。そのために、まずは、これまで教育について「あたりまえ」と見做されてきたその枠組みを見直し、子どもの立場に沿った視点から支援のあり方について模索する必要があると考える。

そこで、児童生徒に対する教育相談において、学校教育に適応させるための支援のみではなく、むしろ子どもの権利や立場に適合する学校教育の実現に向けた支援方法を展開していくことも重要となる。具体的には、物事の客観的認識に囚われず、意味や価値といった本質に迫る現象学的な視点を採用し、学校教育の枠組みとそれに基づく適応観をあらためて見直してみることを提唱

する。そのうえで、子どもを中心とした教育領域における支援のひとつであるスクールソーシャルワークの現状と課題、そして今後の展望について若干の提言をすることとしたい。

II. 学校教育の枠組み

1. 学級制の特徴

筆者の立場は、本小稿を通して一方的に学校教育を批判しようとするものではない。むしろ、子どもたちが学校という場において、いきいきと過ごし、その子にとっての発達と学習が順調に遂げられるためにはどのような支援が必要であるのかを探っていくことこそが重要と考えるものである。しかしながら、今日の学校教育の枠組みが子どもにとってストレスフルな場になっている面が随所にみられることは否めない事実である。

たとえば、我が国において現行のような学級制が普及してから半世紀以上が経つ。世の中が急速に変化していくなかで、学校教育の枠組みがほとんど変わっていないことによる不都合はないのだろうか。少なくとも、児童生徒問題の状況を見る限り、問題を抱えている子どもを不適応と捉え、子どもを学校教育の枠組みに適応させることのみを目指す指導のあり方は、いささか時代遅れと言わざるを得ないのではないだろうか。

学級制の導入により、それまでの個人教授的な形態から、大衆の知的教育の実現が叶うこととなった。ただ、制度疲労という言葉があるが、今日の学校教育の枠組みには、経年劣化による綻びが垣間見えるといえなくもない。ここでは、その一例として学級制の特徴を見ておく。学級とは近代の学校に特有の組織とされる。もともと、イギリスを中心にヨーロッパ大陸やアメリカにおいて成立し、1872（明治 5）年の学制発布以降、日本において欧米産の制度が導入され、さらに変容されて現在に至っているのである。

柳治男は、現行の学級制について「強制されたパック」という性格を持っていると指摘している¹⁾。それはつまり、学級とは勉強する意欲がなくても入らなくてはならないし、同じ年齢の子どもだけを集めなければならない。また、いつも競争を強いられ、そして仲良しであるか否かにかかわらず顔をあわせなければならない集団としての特徴があるということだとしている。

また、内藤朝雄によれば、現在の学級制度は、「これまで何の縁もなかった若い人たちに一日中べたべたと共同生活することを強いる。そこでは、心理的な距離が強制的に縮めさせられ、さまざまな『かかわりあい』が強制的に運命づけられる」ものであるとし、そのうえで「このような環境のもとで、生徒たちは自分たちなりのローカルな社会秩序をつくりあげる。それはしばしば仲間集団への酷薄な隷従を強いるものであり、日々感じられてはいるが言葉にしにくい生きがたさをもたらす」と述べている²⁾。

上記のように、子ども個人の側に責任がある(個人病理)というよりも、今日の学校教育の枠組みそのものに存する問題に対する指摘もある。しかしながら、学校現場では、そのような見方は

まだまだ少数派の意見として等閑視されているように思われる³⁾。

2. 学校文化という壁

ここではもう一つ、わが国の教育システムや学校現場のあり様を規定している大きな要因となっている学校文化についてみておく。学校文化とは、『新教育社会学辞典』によれば「学校集団の全成員あるいはその一部によって学習され、共有され伝達される文化の複合体」⁴⁾となっている。つまり、学校組織のなかに存在する独特の思考および行動様式、そして規範や秩序の体系を意味しているといえる。

これまで、日本の子どもたちの行動様式や規範の中心は学校教育を通しての「努力」と「がんばり」とされ、社会的、経済的な地位獲得競争の下に置かれている偏ったものであった。このような「がんばり」の文化が競争の原理、能力主義、社会効用論などの考え方をくりだしてきた。その結果、一生懸命勉強して競争に打ち勝ち、より良い学校、より良い企業に入ることが生活の安定につながり、また幸せにもつながるとの価値観がわが国に根づいたと考えられる。

このことはまた、学校でのより多くの知識の獲得⇒受験・入試での成功⇒より良い雇用と賃金の獲得という、いわば大人たちが描く「幸せの図式」とも重なっている。しかしながら、「バブルの崩壊」や「失われた20年」、そして「リーマンショック」を目の当たりにしてきた現代の子どもたちにとって、既にならなくてはならない意味を実感することは難しくなっているのではないだろうか。

話題を学校文化に戻すと、学校文化はさらに、学校がもつ制度文化とそれにつながる教師文化や校風から構成される⁵⁾。制度文化とは、満6歳になると小学校に入学するといった制度や統制された学習内容とその指導体系などである。教師文化とは、特定の専門職集団がもつものの見方や考え方、行動様式などを指し、個別の学校ごとに生みだされる特有の生活様式でもある。生徒文化とは、教師や学校の統制が届かない子どもも独自の文化を指す。そして校風とは、教師文化と生徒文化との関係性から生まれるもので、入学式や卒業式、日常儀礼、文化祭や体育祭といった学校行事のなかにみられる。

良し悪しの議論は別にして、学校文化は学校教育の枠組みを堅牢に守る壁としての機能を果たしてきており、学校組織がそれを取り巻く社会の変化による影響を容易に被ることを防いできた。しかしながら、それはともすれば「学校の閉鎖性」を招くことにもつながっている。現在の学校生活に困難を抱えている子どもにとって、それは出口の見えない閉塞状態をもたらしていることに等しいともいえるのではないだろうか。

Ⅲ. 学校教育の枠組みを相対化する現象学の視点

不登校やいじめなどの問題を学校不適応の現象として捉えられる状況を変えていくためには、

前節にて述べた学級制や学校文化が強固に根づいている学校教育の枠組みを見直す必要があると考える。そのためには、まず現行の学校教育の枠組みを相対化するものの方が求められるといえよう。そこで、ここでは有効と思われる視座の一つとして、現象学的な視点の活用を提唱することにした。

現象学的な視点を理解するためには、まずは現象学における方法論の核心部分である、フッサール（Edmund Husserl, 1859-1938）の現象学の中の「認識の可能性の原理」について確認しておく必要がある。ここでは詳細に述べることはできないが⁶⁾、そのエッセンスとなる部分のみを下記に紹介しておく。

まず、現象学の立場では、意識に直接与えられるもののみを、認識の確かな根拠として認める。そこでは、意識の外部に客観的な世界が実在する、という確信がいったん保留されることになる。

したがって、何らかの仮説を前提として、諸現象を解釈していくという方法はとらない。換言すれば、事象それ自体から直接、本質をみてとる方法なのである。そして現象学的アプローチとは、このような現象学を基礎とするものであり、因果関係を明らかにしようとするものではなく、現象の本質を明らかにしていくことを探求する記述的研究の方法なのである。

現在、現象学的アプローチはいろいろな学問分野で用いられており、各領域に応じた方法論にアレンジされて展開されてきている。たとえば、医療や看護、カウンセリングを含めた対人援助の領域において、患者やクライアントといった対象者の「生きられた経験」を明らかにするための方法⁷⁾、相手を理解するための方法⁸⁾ などとして、現象学的アプローチを研究および実践方法として採用するケースが増えてきている。

IV. 学校教育における教育相談の特異性

1. 教育相談という支援

先述のように、現行の学校教育の枠組みでは、いわゆる「学校不適応」として括られる児童生徒を支援することが不十分となっている状況にある。それでも、学校教育には、従来からの取り組みとして、困難を抱える子どもを個別に支援していくかかわりはある。それが教育相談である。

学校をはじめとする教育現場では、集団の規律や規則の遵守をより重視する立場と、児童生徒の心情や自発性をより重視する立場との間に、対立や葛藤がよくみられる。一般に、前者の立場は「生徒指導(生活指導)」、後者の立場は「教育相談」と呼ばれ、対比させて認知されている。教師による生徒指導は、しつけや問題行動への対応とみなされやすい。一方、教育相談は、主に児童生徒の教育上の問題に関し、本人、保護者または教師などと面接し、相談・指導・助言を行うこととされている。

旧文部省は、「一人一人の子供の教育上の諸問題について、本人又はその親、教師などに、その望ましい在り方について助言指導すること」そして「個人のもつ悩みや困難の解決を援助するこ

とによって、その生活によく適応させ、人格の成長への援助を図ろうとする」活動と定義している⁹⁾。また、大野精一はより実践に即して、教育相談とは「学校教育場面にかかわるカウンセリング活動で、主として心理学や教育学等の専門家が面接により学校教育にかかわる諸問題に対して親・教師・児童生徒に相談・診断・指導・助言・援助するプロセスをいう。実務的には現職研修等を受けた教師の教育相談活動もその中に含む」¹⁰⁾としている。

このように、生徒指導と教育相談の関係は、一般に並立しかつ対比して認識されている。ただし、生徒指導はもともと統合的な概念であり、「学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つ」¹¹⁾と考えられている。つまり、生徒指導を広義にとらえると、教育相談は生徒指導の中に含まれるのである。いずれにせよ、学校現場における児童生徒支援のあり方は、児童生徒個人の生活、行動や、対人関係、集団適応に関する指導・相談などを中心に行われてきたといえる。そこでは、児童生徒自身の問題解決能力を高め、成長を促進していくことに主眼が置かれているのである。

本小稿は、この教育相談の活動実践が本来の趣旨に沿って有効に機能するためにはどのような視点が必要なのか。そして、教育相談を十分に機能させていくための方法論について試行的に模索するものである。

2. チーム学校と教育相談の現状

今日、教育現場における教育相談は、文部科学省による「チームとしての学校」という新たな概念の下、教員と多様な専門性を持つ職員が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かしつつ、連携・協働することによって学校の抱える複雑多様化した課題を解決していくことが提唱されている。

ここに至る経緯をごく簡単に振り返ってみる。まずは1995年度から文部省（当時）の「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が全国的に展開され始め、公立の小・中・高等学校に外部からカウンセリングの専門家が派遣されるようになった。その後本事業は、2001年度からは「スクールカウンセラー活用事業」として制度化された。

さらに文部科学省は、少年非行の低年齢化や児童虐待の増加等を踏まえて、2008年には福祉の専門家であるソーシャルワーカーを配置する「スクールソーシャルワーカー活用事業」を新規に開始することとなった。スクールソーシャルワーカーは教育分野に関する知識に加えて、社会福祉分野等の専門的な知識、技術を用いて、問題を抱える児童生徒等への支援を行う専門家であり、問題行動等の背景にある、子どもを取り巻く環境に焦点を当てて問題解決にあたる専門職である。

上記のように、今やさまざまな背景を有する児童生徒の諸問題に対しては、学校（教師）のみで解決することが困難な場合が多く、学校現場にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど教育とは異なる専門性をもつ人材を導入することに加えて、学校外の多様な関係機

関との連携やネットワーク構築が必要になってきている。

これらのように、今日の児童生徒問題への対応においては、異なる分野の専門家同士が協力し合って支援を行うといった、いわゆるコラボレーションの時代に入ったといえる。この状況とニーズの中から生じてきたのが「チームとしての学校」の考え方なのである。

V. 教育相談を現象学の視点から見直す

1. 教育相談の課題

文部科学省は、「チームとしての学校」(以下「チーム学校」)像について、以下のように述べている。「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」。そして、今後、「チーム学校」を実現するためには、「専門性に基づくチーム体制の構築」「学校のマネジメント機能の強化」「教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備」という3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要であるとしている¹²⁾。

多様な専門職が連携・協働して子どもを支援していくという意味では、「チーム学校」の考え方は望ましいものと思われ、より実効性のある支援が実現される可能性が高くなると考えられる。そこでは、多様な視点が導入されることにより従来の学校教育に存していた風土や学校文化に囚われない発想が生まれやすく、学校教育の枠組みにおさまらない価値観も許容される余地が広がるものと期待されるからである。また、教師の多忙化や働き方の見直しが指摘されるなか、チーム支援によって個人の抱え込みを回避することが、教師の負担軽減にもつながるのではないだろうか。

また、今般の「チーム学校」像においては、校長のリーダーシップが強調されている。このことには功罪の両面があると思われる。メリットとしては、校長の裁量によって学校組織の柔軟な構築と迅速な意思決定および実行が現実化する可能性が高まると考えられる。反対に、校長が旧来の学校教育の枠組みに固執するパーソナリティのタイプだった場合、教育相談活動やいわゆる学校不適應を起こしている児童生徒に対する寛容さに欠けることになりはしないかとの危惧を抱かざるを得ないのである。

もうひとつ、大きな課題がある。それは教育現場における対人援助専門職の雇用形態の問題である。一部の私立学校等を除いて、ほとんどのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの雇用形態は非常勤の嘱託職であり、その多くが年度更新制の不安定な身分に置かれている。さらに、報酬面でも不遇な立場にあり、正規雇用の教職員に比べて二分の一から三分の一の報酬しかないケースがほとんどだとされる。

児童生徒問題への対応において、学校、とりわけ校長をはじめとする管理職と意見が対立した

場合、対人援助専門職は不安定な雇用形態にある立場で、どこまで困難を抱える子どもの側に立った支援ができるのだろうか。たとえば、アメリカの多くの州では教育現場における対人援助職は正規雇用されていることがほとんどで、支援においては管理職に引けを取らない権限を有することが保証されている場合が多いという。この点については後にまた触れる。

2. スクールソーシャルワークの可能性

あらためて、学校不適応として括られる子どもたちの困り感、しんどさとはどのようなものだろうか。それは一人ひとりに独特の困難さであり、それこそ十把一絡げにしないことが肝要といえる。それでも、学校教育の枠組みとの関係で通底することを探ると、共通して垣間見えてくることがある。それは、種々の理由で学校教育が強いてくる「生徒の役割」を果たせないことではないかと思われる。

西尾祐吾は、社会学者パーソンズ (T.Parsons.) の役割理論を踏まえて、「生徒の役割」について以下のように指摘している。医療や教育などの高度に専門化・分業化している社会的制度にあっては、その制度を利用する社会の構成員はその制度の価値に従うことを要求される。「生徒の役割」とは、教師に従順で、努力することである。そのうえで、西尾は、何らかの理由で不登校になるなど「生徒の役割」を果たせない児童生徒に対して、今日の学校はあまり有効な援助はできていないように思われると述べている¹³⁾。

「生徒の役割」を強いる学校教育の枠組みを変換するには、既成概念に囚われない現象学的な視点を活用した見直しを行うことが有効と考えられる。具体的には、学校教育の枠組みという客観的な事実を前提とすることをいったん保留して（現象学的還元という方法）、困難を抱えた子どもを援助するには何が必要なのかを最優先に考えることにつながる。このような観点は、下記に述べるソーシャルワークの発想とおおいに親和性がある。西尾も、「生徒の役割」を果たせない児童生徒を援助するのがスクールソーシャルワーク (School Social Work, 以下 SSW) だとしている¹³⁾。

今日の複雑多様化する児童生徒問題の解決を図るには、子どもたちの生活全般を対象とした環境の調整がますます必要になってきている。これはソーシャルワークの専門領域と重複し、その理論と技法がおおいに活用できると考えられる。このような観点から、学校の教育機能を基盤とした援助・介入を行っていくための社会福祉の専門分野が、SSW である¹⁴⁾。

すなわち、SSW とは、何らかの理由で子どもが教育を受ける権利や機会が社会的に不公正な状況にある場合、そのような状況を改善し、子どもたちの生活の質を高めることを目的とした専門的援助活動なのである。SSW における援助者の基本姿勢や問題のとらえ方として、以下の5点を挙げる¹⁵⁾。①子どもの力を信じること、②パートナーとして子どもに寄り添うこと、③問題解決に向けて必要に応じた環境調整を行うこと、④子どもたちの健全育成には家庭・学校・地域の連携・協働が必要であること、⑤支援において不足している社会資源の開発などに貢献す

ること。

上記のように、SSW は学校の教育機能を基盤とした援助・介入を行っていくための社会福祉の専門分野であるが、支援において子どもを一方的に学校教育の枠組みに囲い込むことを目的とするものではない。あくまでも、子どもの権利を最優先に守りながら当該児童生徒の生活の質を高めることを目指す活動なのである。このような意味で、SSW の実践が学校現場に浸透していくことは、既存の学校教育の枠組みを見直すことにつながり、いわゆる学校不適応状態にあるとされる児童生徒の支援やケアについても、より有効な援助や問題解決の実現につながっていくものと期待される。

VI. おわりに

本小稿の最後に、今後の課題と展望について述べておきたい。ここでは、以下の3点を提示する。一点目は、教育相談活動に現象学的視点を導入するための具体的な方策を考案することである。ただし『現象学』という哲学的な名称にこだわる必要はない。それよりも、実質的に学校教育の枠組みを既成の客観的事実として前提することを保留する視点を学校現場に普及・浸透させることが重要となる。もちろんそこでは、カウンセリングやソーシャルワークの価値観自体も相対化の俎上に載せることも厭わない覚悟が必要となろう。

ただ、実際にどのようなアプローチを行っていくかは、残念ながら今すぐ有効な手立てを示すことは難しいと言わざるを得ない。それでも、希望的観測として述べるならば、今後、学校現場に配置されるスクールソーシャルワーカーが全国規模で増えていけば、漸進的に現行の学校風土および学校文化に変容をもたらすことは実現されるのではないかと考えられる。事実、文部科学省は2021年度までに、スクールソーシャルワーカーをすべての中学校区に配置する(約1万人)目標を掲げている。

二点目の課題は、先述した雇用形態の問題である。これはSSWに先行して導入されたスクールカウンセリング事業においても同じである。学校現場における対人援助専門職の正規雇用を実現することは、SSW事業そのものをわが国の教育に根づかせるための大前提といえる。

現行の制度においては、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーは、学校組織の一員として、管理職の指導や学校の方針のもとで活動を行うこととなっている。教育に関わる対人援助専門職は学校や教師と連携・協働していくことが大前提であり、そのことは児童生徒を支援していくうえで不可欠の要件である。しかしながら、先述のように、児童生徒問題への対応において学校と意見が対立した場合、対人援助専門職自身が不安定な雇用形態にある立場で、どこまで子どもの側に立った支援ができるのか、心許なさや危惧を抱かざるを得ない。

課題の三点目は人材育成についてである。文部科学省はこれから3年間で、1万人のスクールソーシャルワーカーを配置する目標を立てている。しかしながら、肝心のスクールソーシャルワーカー

カーが不足しており、国の計画に追いついていないというのが実情のようである。SSW そのものが日本で認知されるようになったのがごく最近のことであり、養成機関もまだごく僅かしかない。また、たとえ SSW の分野で働くことを志望する者が増えたとしても、非常勤職としての雇用し難い期待できないとすれば、現実問題としてワーカーを増やすことは困難であろう。

それでも、SSW の人材育成は、もはや焦眉の急を告げている。

引用文献、注

- 1) 柳治男：『<学級>の歴史学 自明視された空間を疑う』（講談社 2005）13.
- 2) 内藤朝雄：『いじめの社会理論 その生態学的秩序の生成と解体』（柏書房 2001）40.
- 3) たとえば、フーコー（M.Foucault.）は権力論の文脈にて学校を規律訓練の装置として批判的に分析しているが、本論考では先述のように学校教育そのものを否定するものではないため、特段これ以上の言及はしない。
- 4) 日本教育社会学会編：『新教育社会学辞典』（東洋館出版社 1986）117.
- 5) 鈴木庸裕：「教師の仕事とスクールソーシャルワーカーの接点」, 日本学校ソーシャルワーク学会編『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』（中央法規出版 2008）45.
- 6) 現象学における「認識の可能性の原理」については、岩崎久志：「『生きられた経験』を明らかにする現象学的考察の検討」, 『流通科学大学論集－人間・社会・自然編－』29, No1 (2016) 12-28.にその概要がまとめられている。
- 7) Parse,R.R.et al.: *NURSING RESEARCH Qualitative Methods*, Brady Communications Company, Maryland, pp.15-16, 1985.
- 8) 村田久行：「対人援助における他者の理解－現象学的アプローチ－」, 『東海大学健康科学部紀要』第6号, (2001) 109-114.
- 9) 文部省：『生徒指導の手引(改訂版)』（大蔵省印刷局 1981）より。
- 10) 大野精一：「教育相談」, 真仁田昭・原野広太郎・沢崎達夫編『学校カウンセリング辞典』（金子書房 1995）185.
- 11) 文部省：『生徒指導の手引』（大蔵省印刷局 1965）より。
- 12) 文部科学省：「チーム学校としての学校の在り方」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1365408.htm, 2018年3月30日取得
- 13) 西尾祐吾：「ソーシャルワークの固有性をめぐって」, 西尾祐吾・橘高通泰・熊谷忠和編著『ソーシャルワークの固有性を問う－その日本的展開をめざして－』（晃洋書房 2005）5.
- 14) スクールソーシャルワークの概要については、岩崎久志：「学校を拓くもうひとつのシステム－スクールソーシャルワークの役割－」, 岡本栄一・澤田清方編著：『社会福祉への招待』（ミネルヴァ書房, 2003）164-177.を参照願いたい。
- 15) 岩崎久志：「スクールソーシャルワークの現場から」, 『はらっぱ』34 (2003) 34-35.